

日本がん・生殖医療学会 認定がん・生殖医療施設 認定規程

(目的)

第 1 条 本規定は、本学会の定める所定の条件を満たし、かつ、保護義務の履践、秘密保持の厳守、有償斡旋、私利追求の禁止等の倫理的項目を遵守する医療施設に対して、認定施設として認定することにより、認定資格制度が、わが国のがん・生殖医療を広く普及させ、社会へ貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 認定がん・生殖医療施設は、次の各号のすべてを満たし、かつ、本学会所定の倫理項目を遵守すると認められる施設とする。

- ① 日本がん・生殖医療登録システム(Japan Oncofertility Registry; JOFR)に登録している。
- ② 日本がん・生殖医療学会認定がん・生殖医療ナビゲーターまたはがん・生殖医療専門心理士が 1 名以上常勤している。
- ③ 日本癌治療学会の妊孕性温存の診療ガイドラインを踏まえて診療を行っている。
- ④ 年間の JOFR 登録症例数が 5 例以上ある（説明のみの症例も含む）。

(申請資格)

第 3 条 認定を申請する施設は当該施設に所属する会員のいる施設に限る。

(申請方法)

第 4 条 前条による申請は、本学会があらかじめウェブサイトに掲示する申請要項に従い、所定の様式の書類に必要事項を記入した上で、あらかじめ指定した期間内に事務局へ提出しなければならない。

(認定手続)

第 5 条 認定は、がん・生殖医療認定資格制度委員会（以下、「資格委員会」という。）が行う。

- 2 資格委員会は認定を可とされた施設に認定証を交付する。
- 3 資格委員会委員長は認定施設として認定した施設名を理事会に報告しなければならない。
- 4 認定施設認定証の再発行手数料は 10,000 円(税別)とする。

(認定の期間および更新)

第 6 条 認定期間は、5 年間とし、認定証にこれを記載する。ただし、第 2 条の規定によりその資格を喪失した場合には、認定は資格喪失の日に効力を失う。

2 認定期間内に再申請をすることで、施設認定を更新できる。

(改廃)

第 7 条 本規則の改廃は、認定制度委員会の議決と理事会の承認を経て行う。

附則

本規程は、2020 年 2 月 16 日より施行する。

2020 年 3 月 30 日改定。